

新潟市職員被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第8号

新潟市職員被服類貸与規則の一部を改正する規則

新潟市職員被服類貸与規則（昭和32年新潟市規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「保育園に」を「保育園等に」に，「炊事作業員」を「給食調理員」に改める。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。